

風水害発生時における緊急駐車場としての使用に関する協定書

西日本電信電話株式会社四国支店（以下「甲」という。）と吉野川市（以下「乙」という。）との間において、風水害が発生し、又は発生する恐れがあるときにおける公用車両の緊急避難施設（以下「避難駐車場」という。）として、甲の所有する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用条件）

第1条 甲の所有する次に掲げる敷地を風水害の恐れがある時等に避難駐車場として乙に使用させるものとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| （1）所在地 | 吉野川市鴨島町本郷169-1 |
| （2）所有者 | 西日本電信電話株式会社四国支店 |
| （3）名称 | NTT西日本鴨島電話交換所 |
| （4）使用場所 | 敷地の一部（別図面のとおり） |

（使用の目的及び期間）

第2条 避難駐車場の使用目的及び期間は、公用車の避難施設として、風水害が発生または発生する恐れがある時から安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 乙は、避難駐車場を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用料および現状復旧義務）

第4条 使用料は無料とする。ただし、乙は、施設を使用した後は原形復旧するものとし、乙が器物等を汚損した場合は、乙の費用により原形に回復するものとする。

（利用者責任）

第5条 甲は、避難駐車場を使用した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（鍵の管理）

第6条 避難駐車場の鍵は、吉野川市防災対策課が管理を行うこととする。乙は、この鍵について善良なる管理者の注意義務をもって保管し、使用する義務を負うこととする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成17年8月24日からその効力を有するものとし、甲又は、乙



が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度
甲、乙双方が協議して定めるものとする。

平成17年8月24日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目3番地
西日本電信電話株式会社四国支店
支店長 三 村 尚 史



乙 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市長 川真田 哲 哉



